（鯨体処理場の廃止の届出）

第八十九条　鯨体処理場設置者は、鯨体処理場を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る鯨体処理場の設置の許可は効力を失う。

（許可を仮装した船舶の立入禁止）

第九十四条　（略）

2　前項の規定による告示は、その施行期日を定め、その期日の二週間前までに官報に掲載してするものとする。ただし、政府間の取決めの実施のため緊急を要する場合は、この限りでない。

（無許可船舶におけるさけ又はますをとる漁具の所持の禁止）

第九十五条　（略）

2　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（さけ又はますの所持等の禁止）

第九十六条　（略）

2　第九十四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（罰則）

第百六条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十七条、第十八条第一項、第二十七条、第二十九条（第三十条において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項、第三十五条、第三十七条第二項、第四十二条第三項、第四十三条、第四十四条第二項、第四十六条第三項、第四十七条、第五十七条第五項、第五十九条、第六十条、第六十五条、第七十条、第七十一条第三項、第七十二条、第七十五条、第七十九条、第八十条、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第九十一条、第九十一条の二から第九十一条の四まで、第九十二条、第九十七条、第九十九条又は第百三条の規定に違反した者

二　（略）

2　（略）

第百七条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十四条の二第一項、第三十一条の七、第三十七条第一項若しくは第三項、第四十四条第一項若しくは第三項、第五十六条の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十条の二の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十一条第三項（第九十条第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第一項、第九十五条第一項又は第九十六条第一項の規定に違反した者

二　（略）

第百八条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条、第十六条第一項若しくは第二項、第二十六条、第三十条の二、第三十一条の三（第六十条の三及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十八条第一項、第四十五条第一項、第五十六条第一項、第五十八条、第六十一条第一項、第六十三条第一項、第六十四条、第六十七条第一項又は第六十八条の規定に違反した者

二　（略）

（鯨体の完全利用）

第八十九条　大型捕鯨業者、小型捕鯨業者又は鯨体処理場設置者は、大型捕鯨業又は小型捕鯨業により捕獲した鯨のすべての部分を、しや沸その他の方法で加工しなければならない。ただし、内臓、ひげ及び胸びれ又は食料若しくは飼料に供する鯨の部分については、この限りでない。

（許可を仮装した船舶の立入禁止）

第九十四条　（略）

2　第三十四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（無許可船舶におけるさけ又はますをとる漁具の所持の禁止）

第九十五条　（略）

2　第三十四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（さけ又はますの所持等の禁止）

第九十六条　（略）

2　第三十四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（罰則）

第百六条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十七条、第十八条第一項（第四十四条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条、第二十九条（第三十条において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十七条第二項、第四十二条第一項、第四十三条、第四十四条第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条、第五十七条第五項、第五十九条、第六十条、第六十五条、第七十条、第七十一条第三項、第七十二条、第七十五条、第七十九条、第八十条、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第九十一条、第九十一条の二から第九十一条の四まで、第九十二条、第九十七条、第九十九条又は第百三条の規定に違反した者

二　（略）

2　（略）

第百七条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十四条の二第一項、第三十一条の七、第三十七条第一項若しくは第三項、第四十一条、第四十四条第一項若しくは第三項、第五十二条、第五十三条、第五十六条の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十条の二の二（第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十一条第三項（第九十条第四項において準用する場合を含む。）、第八十三条第四項、第八十九条、第九十四条第一項、第九十五条第一項又は第九十六条第一項の規定に違反した者

二　（略）

第百八条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条、第十六条第一項若しくは第二項、第二十六条、第三十条の二、第三十一条の三（第六十条の三及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十八条第一項、第五十四条、第五十六条第一項、第五十八条、第六十一条第一項、第六十三条第一項、第六十四条、第六十七条第一項又は第六十八条の規定に違反した者

二　（略）